

令和2年5月15日	
所 属	地域産業課
所属長	三宮 直樹
電 話	06-6430-9750

市内の飲食店の新たな取組を応援します！

テイクアウト・デリバリー等促進支援事業

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛要請により影響を受けている市内の飲食業を展開する中小企業者等に対し、テイクアウトやデリバリー事業等に係る取組に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化等に資することを目的とする。

2 内容

(1) 対象者（全てに該当する事業者）

- ・市内に店舗等を有する飲食業を営む中小企業者（小規模事業者含む）・個人事業主
- ・令和2年4月1日以降にテイクアウト、デリバリー、インターネット販売、移動販売事業等を創業又は拡充した事業者
- ・食品衛生法などの法令等に定める営業許可を取得している事業者
- ・市税を滞納していないこと
- ・SDG s 地域ポイント制度の店舗に登録していただける事業者
- ・HP等の広報に協力していただける事業者

(2) 補助率（補助額）

10/10（上限10万円まで）

当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

(3) 対象経費

テイクアウトやデリバリー等を新たに取り組むために必要な経費

※令和2年4月1日以降に支出した経費を対象とする

（例）テイクアウト用の容器・箸の購入費、デリバリーに必要な自転車等の購入費やリース代、宅配業者への手数料、専門家相談・コンサルティング関連経費、チラシ・HP作成費、レジの改修費等

3 申請期間及び方法等

(1) 申請期間

令和2年5月15日～令和2年8月31日まで

(2) 申請方法等

原則、郵送またはメールにて受付

郵送先：〒660-0876 尼崎市竹谷町 2-183 出屋敷リベル 3 階
尼崎市 経済環境局 経済部 地域産業課
メールアドレス：ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 提出書類

- ① 補助金交付申請書
 - ② 収支予算書
 - ③ 食品衛生法などの法令等に定める営業許可証の写し
 - ④ 本人が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
 - ⑤ （法人の場合のみ）履歴事項全部証明書（原本）
 - ⑥ 直近年分の確定申告書（第一表）の写し
 - ⑦ 市税の滞納がないことを証するもの
 - ⑧ 申請事業の創業又は拡充等を実施した内容及びその実施日が令和 2 年 4 月 1 日以降であることを証するもの（チラシ、HP、メニューなど）
 - ⑨ 誓約書
 - ⑩ 補助対象経費の領収書の写し等経費を証明できるもの 等
- ※各種様式は右の QR コードのホームページからダウンロードできます。



4 予算額

53,000 千円（補助金 50,000 千円、事務費 3,000 千円）
100 千円×500 件＝50,000 千円（申請件数 500 件を想定）

5 その他

- ・補助金交付事業者は、本市が実施を予定している SDGs 地域ポイント制度事業の利用可能店舗に登録すること
- ・補助金交付事業者は、本市が作成する HP 等の広報ツールに掲載されることを了承すること

以 上

市内の飲食店の新たな取組(テイクアウト・デリバリー等)を応援します！

尼崎市テイクアウト・デリバリー等促進支援事業 経費の100%(上限額10万円)を補助します！

尼崎市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛要請による、市内飲食店のテイクアウトやデリバリー等を新たに取組む単独又は複数店舗で組織する任意グループに対して事業の経費を補助します。

また、継続して市内の飲食店を応援していくため、テイクアウトやデリバリー等を行う飲食店の魅力発信を行います。

●補助対象者

- ◆市内に店舗等を有する飲食業を営む中小企業者（小規模事業者含む）・個人事業主であること
- ◆令和2年4月1日以降にテイクアウト、デリバリー、移動販売、オンライン販売事業等を創業又は拡充した事業者であること
- ◆食品衛生法などの法令等に定める営業許可を取得している事業者であること
- ◆市税を滞納していない事業者であること
- ◆SDGs 地域ポイント制度の店舗に登録していただける事業者であること
- ◆ホームページ等での広報に協力していただける事業者であること

●補助対象経費

※1事業者 1回限り

テイクアウトやデリバリー等を新たに取組むために必要な経費

※令和2年4月1日以降に支出した経費を対象とする

●補助率(補助額)

10/10

(上限10万円まで)

当該年度予算の範囲内で交付するものとする

(例)



テイクアウト用の
容器・箸の購入費



宅配業者への
手数料等



チラシ・HP作成費

●申請期間

令和2年5月15日（予定）～令和2年8月31日

●申請方法

原則、郵送またはメールにて、下記の申込先へ

●提出書類

- ①食品衛生法などの法令等に定める営業許可証の写し、②本人が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）、③（法人の場合のみ）履歴事項全部証明書、④直近年分の確定申告書（第一表）の写し、⑤市税の滞納がないことの証明書、⑥申請事業の創業又は拡充等を実施した内容及びその実施日が令和2年4月1日以降であることを証するもの（チラシ、HP、メニューなど）、⑦誓約書、⑧補助対象経費の領収書の写し等経費を証明できるもの 等



デリバリーに必要な
バイクや自転車の
購入費等

《申し込み先》

尼崎市 経済環境局 経済部 地域産業課

TEL:06-6430-9750 FAX:06-6430-7655

E-mail:ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp

【住所（郵送先）】

〒660-0876

尼崎市竹谷町2-183 出屋敷リベル3階

尼崎市 テイクアウト・デリバリー支援

検索

(参考)

SDGs地域ポイント制度推進事業

SDGsに沿って市が実施する事業への参加や、協力店舗での買い物・食事等に対し地域ポイントを付与し、それらを協力店舗や公共施設での利用や、市内産品との交換、寄付などに使用できる仕組みづくりを行う。

